

2011 年度社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

＜社会の動向について＞

厳しい経済状況の続く今日の社会は、貧困、虐待、孤独死、自殺、DV（家庭内暴力）、ホームレス、失業など、解決にはなかなか至らない深刻な福祉課題・生活課題が噴出しています。

2010年には、「無縁社会」という言葉もクローズアップされ、貧困・孤立に病む現代社会の一面が浮き彫りになりました。一方で、「ソーシャルネットワーク」というものにも若者を中心に興味関心が高まっている現象もあります。利便性を追求し尽くしてきた我々の社会ですが、人は人とつながって生きる、ということを改めて希求するべき時が訪れようとしているのではないのでしょうか。

いま社会福祉士に求められているのは、そうした社会の再構築を目指して、狭義の福祉に留まらず、医療、保育、教育、労働等々多岐にわたる分野でソーシャルワークを担っていく役割をし、地域社会を包括的に支援していく存在になることです。幸いにも、わたしたち社会福祉士の仲間としてのネットワークは多分野にわたって網羅されています。そのつながりの強さを生かして、専門職として共に研鑽を積み、「きずな」のある社会の構築をすすめていきましょう。

＜2010年度重点事業の成果等＞

重点事業に掲げられた4事業については年間を通して様々な検討・取り組みをおこなっています。

- (1) ばあとなあ神奈川の運営体制の充実、(2) リーガルソーシャルワークの取り組み、
 - (3) 研修体系の確立と社会福祉実践発表大会、(4) 神奈川県社会福祉士会将来ビジョン検討会
- いずれも大きな足跡と成果を生み、2011年度の事業計画への礎となる動きとなっています。

＜今後の活動の方向＞

本会は、日本社会福祉士会の各都道府県支部の中で最も早く社団法人化を成し、そして、本年は法人化10周年の節目を迎えます。さらに2013年11月を期限として、一般社団または公益法人の選択をおこなうことが組織としての大きな課題となっています。本会にとって最も適切な選択をするために、本年は、事業の見直しを含め、組織としてのあるべき姿を様々な角度から模索し、検討を進めていくことが必要です。

＜本年度重点事業＞

1 新公益法人への移行準備体制の強化

新公益法人への移行期限（2013年11月末）を見据えて、現行の事業や研修等を公益目的事業に適合するように見直します。また、組織改編や規程類の見直しも併せて行い、速やかな新公益法人設立への準備を進めます。

2 生涯研修センターの設置に向けての取り組み

日本社会福祉士会生涯研修制度の見直しに伴い、本会組織の中に「生涯研修センター」を設置することに向けて、2010年度に確立を進めた研修体系化の取り組みを基礎にして、研修に関する企画・運営・研修履歴管理を行なうシステムを構築し、社会福祉士が専門職としてのスキルアップを段階的にできるようにします。

3 地域生活定着支援センターの体制の充実

本会のリーガルソーシャルワークへの取り組みは、2010年12月「地域生活定着支援センター」の設置にその活動の実を結び、2011年度はそのセンターを拠点に事業をより充実させていきます。「罪を犯した障害者や高齢者」の矯正施設から地域生活への移行を支援するという業務の基盤を強化するべく、他県の地域生活定着支援センター、関係機関との連携を深め、さらに研修会を開催し、広くこの事業への理解促進にも努めます。

4 人権侵害（虐待）に対する取り組み

弱者へのしわ寄せの最たるもの「虐待」の問題に対し、児童・高齢・障害、多様な分野から社会福祉士の視点で検証する取り組みを進めます。

5 東日本大震災被災に対する取組

2011年3月11日に起こった東日本大震災被災に対する支援について日本社会福祉士会と連携し取り組む。

＜事業計画＞

1 成年後見・権利擁護事業の実施

＜方針＞成年後見活動実施に関わる受任者への『倫理観を再確認』するとともに、活動に対する支援体制の再構築を行います。また、成年後見人の社会的必要性に応えるため、成年後見養成研修を含めた研修体系の充実化を図っていきます。さらに、成年後見制度の更なる向上のための、関係機関とのネットワークの整備を図っていきます。

＜重点事項＞

- (1) 成年後見受任者の倫理強化
- (2) 受任者への総合的支援の整備
- (3) 地区ばあとなあ活動の充実化
- (4) 質の高い後見人養成の実施
- (5) 関係機関との定期的連絡会の開催と具体的ネットワークの構築

＜実施事業＞

- (1) 受任者への充実した研修の実施と、年間受講研修義務化への検討
- (2) 受任者へのスーパーバイズ体制の整備
- (3) 地区ばあとなあにおける、事例検討会等の内容充実化
- (4) 後見人養成研修の充実化
- (5) 申立相談、任意後見相談のシステム構築と実施者養成の検討
- (6) 後見人交代システムの確立
- (7) 法人後見の推進と課題の整理
- (8) 苦情受付、対応マニュアルの作成
- (9) 成年後見に関する、各種委員・講師派遣のシステム構築と、人材育成。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進

＜方針＞社会福祉士としての専門性を活かし、県内全域で第三者評価を展開し、新たに始まる障害者グループホーム等の福祉サービス第三者評価事業の実施とその普及、推進に努めます。

- (1) 今年度の目標として8～10事業所程度の第三者評価の受審を目指す。
具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を実施する。
 - ① 神奈川県社会福祉協議会方式 保育
 - ② 神奈川県社会福祉士会方式 障害・高齢＜グレード1＞※ガイドライン準拠版
 - ③ 神奈川県社会福祉協議会方式 障害・高齢＜グレード2＞
 - ④ かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 障害者グループホーム・ケアホーム（新）
- (2) 本事業運営委員会の定期的な開催と、市町村および受審希望事業所への迅速な対応に努める。
- (3) 評価決定委員会の年数回の開催と、精度の高い評価結果の公表と透明性の確保に努める。
- (4) 評価調査員の確保と質の向上を図るため、応用研修、フォローアップ研修を定期的開催する。
- (5) 新たに障害者グループホーム職員の資質向上の為、推進機構等と協力し研修会を開催する。

3 地域包括支援センターについての各種事業の推進

＜方針＞地域包括支援センターにおいて、従事する社会福祉士等がその職務を達成するために必要な研修、意見交換会等を実施するとともに、ネットワーク構築支援など関係機関との連携も図ることができるよう支援します。

- (1) 地域包括支援センター推進委員会を開催し、本事業の推進に努める。
- (2) 地域包括支援センターや各市町村に対して広報やメール等での情報提供、研修会・意見交換会等を開催する。（他委員会との共催含む）
- (3) 日本社会福祉士の開発している自己評価ツールの活用や、虐待対応・ネットワーク構築の実践力強化などセンターに所属する社会福祉士の資質向上を支援する。
- (4) 地域包括支援センターに配属される社会福祉士職等からの相談に対応する。
- (5) 地域包括支援センター運営協議会に社会福祉士が参画し、各市区町村へ働きかけを行う一方で、運営協議会委員相互の情報交換を行う場を設ける。

- (6) 研修会・意見交換会等により把握されたセンターにおける社会福祉士の現状や課題について分析等を行い、改善に向けて職能団体としての働きかけを行う。
- (7) 専門部会を設置し、高齢者虐待への対応について、研修会の実施、相談への対応を行い実践力向上の支援をする。

4 社会福祉士研修会の開催

＜方針＞体系的に研修が行えるように、生涯研修センター体制を整備します。あらゆる分野で活動する社会福祉士が共通に必要な力量を身につけるための研修を企画します。

- (1) 日本社会福祉士会生涯研修制度の見直しに伴い、本会における研修体系の見直しや在り方を検討する。
- (2) 神奈川県社会福祉士会生涯研修センターを設置し、本会における研修全般の調整や、研修履歴の管理システムの検討等を行う。
- (3) あらゆる分野に所属する社会福祉士が専門職として身につけるべき力量を担保できるよう、基礎研修や共通研修、社会福祉士共通基盤研修として研修会を企画し、開催する。
- (4) 上記の内容を実施するにあたり、研修委員会（年5回）、共通基盤研修実行委員会（年4回）、研修調整会議（年1回）、（仮称）生涯研修センター会議（年3回：開催時期未定）を開催する。

5 介護支援専門員試験及びケアマネジメント推進事業

＜方針＞介護保険従事者の資質向上のため、研修会を開催し、地域に関する情報の活用や関係機関との連携などを学ぶ機会を提供するとともに、ケアマネジメントを理解し、適切な利用者支援につながるよう事業を実施します。

- (1) 介護支援専門員受講試験の「模擬試験問題の作成・頒布」を行い各都道府県支部の活用を勧める。
- (2) 障害者ケアマネジメント研修会を年間2回開催する。
- (3) 介護支援専門員受講試験の「模擬試験」を県内1箇所で開催する。
- (4) 県社協介護支援専門員準備講座への講師の派遣受託及び受験講座を、県内2箇所（横浜・県域）で開催する。
- (5) 介護保険従事者の資質向上のための実践的な研修を行う。
- (6) 地域包括に関する情報の収集・提供と共に、センター支援の研修事業についても、関係委員会と連携を図りながら開催する。

6 社会福祉士国家試験資格取得の支援

＜方針＞今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推進を図ります。

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施する。
- (2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施する。
- (3) 大学の国家試験受験対策講座へ講師を派遣する。（関東学院大学・東海大学・東洋英和女学院大学・日本女子大学・明治学院大学）
- (4) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施する。
- (5) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催する。
- (6) 県社会福祉協議会主催、福祉施設就職説明会（人材フェア）に参加協力する。
- (7) 資格取得支援委員会を開催する。

7 社会福祉士実習推進事業

＜方針＞社会福祉士実習指導者講習会について、日本社会福祉士会と連携しながら実施します。

修了者へのフォローアップのための研修及び実践事例報告会を、関係施設や機関と連携して行います。社会福祉士の実習について広く啓発し、県内の実習受け入れ施設、養成校、行政で構成する社会福祉士実習推進委員会において、実習推進や指導者養成の課題などについて検討、連携しながら推進します。

- (1) 実習指導者講習会を年1回2日間実施する。（日本社会福祉士会支部連絡会 年1回）
- (2) 講習会修了者フォローアップ研修、実践事例報告会、分野別交流会（年1回）
日本社会福祉士養成校協会との共同開催や、近県の社会福祉士会とも共同で開催できるよう に調整

する。

- (3) 社会福祉士実習推進委員会を年2回実施する。

8 組織率の向上と支部活動の振興

<方針>入会の機会を工夫し、入会の促進を図ります。お互いの活動を理解する機会として、実践発表大会を開催します。

- (1) 会員増強のため20代応援キャンペーンを計画する。
- (2) 初任者研修に多くの新入会員が参加できるよう工夫し、会員の交流を深める。
- (3) 日本社会福祉士会の入会促進キャンペーンを活用し、加入機会を提供する。
- (4) 「実践発表大会ぷらす」を開催し、初任者が会を知るための機会を設ける。
- (5) 支部の活動を支援するための情報交換を行う。
- (6) 社会福祉士を目指す人たちに会の活動を知ってもらう機会の提供について検討する。

9 ホームレス自立支援の推進等相談事業

<方針>ホームレス相談拠点及び自立に向けた仕組みの構築を推進し、厚木市等市町村と連携した支援を行います。その中で、相談員の援助技術の向上を行うとともに、市民向けの貧困及びホームレス問題に関する意識啓発を行います。

- (1) 神奈川県及び市町村との協力体制のもとで、ホームレス相談拠点及び自立に向けた仕組みの構築
- (2) 厚木市ホームレス巡回相談事業の受託と相談員総合相談援助技術向上研修及び市民向け講座を開催する。
- (3) 貧困及びホームレス問題を啓発するための市民向け研修会を開催する。
- (4) 独立型社会福祉士懇談会を開催し、連絡会の組織化ができるよう支援する。
- (5) ハローワーク及び生活保護関係に従事する社会福祉士との連携を図る。

10 広報活動の推進

<方針>会員に対し、県域の情報や神奈川県社会福祉士会の事業の情報提供などを目的とし、広報「社会福祉士かながわ」を年6回発行し、会員への事業参加の促進や、組織強化を目指します。担当理事2名と委員3名及び支部広報担当者の協力による委員会体制の基盤を強化しながら、広報誌及びホームページの充実を図り、情報提供の活用を促進します。

- (1) 広報誌「福祉士かながわ」を年6回発行する。
- (2) ホームページをさらに充実させ、会員及び市民への情報発信の場を広げる。

11 神奈川県地域定着支援センター

<方針>保護観察所や矯正施設と連携し、また、地域の福祉関係施設、地方公共団体、その他関係機関等にも協力を呼びかけ、支援ネットワークの充実を進め、矯正施設を退所した高齢者、障害者の社会復帰を支援します。

- (1) 対象者の意思や主体性を最大限に尊重して支援する。
- (2) 対象者の経歴、性格、健康、環境等を十分に把握して的確に支援する。
- (3) 社会福祉士会のネットワークと連携し、適切な社会資源の利用により円滑かつ効果的な支援を行う。
- (4) 成年後見制度の活用等により、対象者が地域で安心して暮らせるような見守り体制を配慮した支援を行う。

12 組織の運営整備

<方針>2012年の本会設立20周年を視野に神奈川県社会福祉士会の将来構想を立て、あわせて新公益法人への移行の準備・手続きを進めます。

- (1) 日本社会福祉士会への連合体加入を意識した運営方法に改善を進め、組織や規程の改正等とあわせて会費納入方法等も検討します。
- (2) 総会を年2回、理事会を年間(8~9回)、正副会長会議は原則毎月開催します。

- (3) 支部役員会議を開催し、支部活動の活性化を図ります。〔年2回程度〕
- (4) 資格取得支援委員会・組織向上委員会等と連動して社会福祉士の把握と加入促進を図ります。
- (5) 新たに受託した事業等を考慮し、事務局のスムーズな運営を目指します。
- (6) 新公益法人移行への手続きを、平成25年11月の期限に間に合う日程で進めます。

13 関係団体との連携

＜方針＞ 県内外のソーシャルワーク関連団体との連携を進めます。

- (1) 社団法人日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携します。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を密にします。
- (3) 横浜家庭裁判所、横浜弁護士会、リーガルサポート神奈川県支部、横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進めます。
- (4) 地域生活定着支援センターの運営にかかわる保護観察所や矯正施設等関係機関・団体と連携します。
- (5) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、県医療社会事業協会、県精神保健福祉士協会、県介護福祉士会等との連携の他、（特非）県介護支援専門員協会や、県内社会福祉士養成校協会等とも連携します。
- (6) 各地域の関係団体と各支部との連携を進めます。